

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書6(4)ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- 1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- 2 資本関係・人的関係調書（様式2）
- 3 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- 4 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し
- 5 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書（様式3）
本調書における記載事項の証として、次に掲げる書面を併せて提出すること。
 - (1) 警備業の認定を受けたことを示すために主たる営業所に掲示する標識の写し、及びウェブサイト上に掲示する標識を確認できるウェブサイト画面の写し〔ウェブサイト画面の写しの提出がない場合は、その理由を標識の写しの余白又は別の任意書式に記載して提出すること。〕
(警備業法第4条の規定に基づく認定を受けていることが確認できるもの。)
 - (2) 営業所設置等に係る届出書の写し（警備業法第5条、第7条又は第9条の規定に基づく関係書類の写しで、札幌市内の事業所であること、並びにその事業所の警備員指導教育責任者の届出内容が確認できるもの）
 - (3) 届出している警備員指導教育責任者【及び機械警備業務管理者（※機械警備の場合追記）】に係る資格証
 - (4) 上記(2)の事業所が社会保険適用事業所であることを証するものとして、当該事業所において警備業務に従事する者の名簿及びそれらの者の健康保険証（事業所名称及び被保険者の氏名を確認でき、かつ有効期限内のものに限る。）の写し〔新規加入等により現在有効な健康保険証がない従事者については、日本年金機構から通知されたその者に係る直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等（資格取得及び随時改定の決定通知書を含む。）の写し〕を提出すること（注1）。
 - (5) 上記(2)の事業所が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写し。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている場合は、その旨を証する書類の写し〔写しがない場合はその旨を証する申出書（任意書式）〕を併せて提出すること。
 - (6) 締結前交付書面（警備業法第19条に定める書面）
 - (7) 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し
- 6 契約実績調書（様式4）
本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写しを併せて提出すること。

【注 意】

- 1 提出の際は、以下の情報についてマスキングした状態で提出すること。
 - (1) 被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む。）
 - (2) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写しにおいて、提出対象でない従事者に関する情報が印字されている場合は、当該対象でない従事者の情報